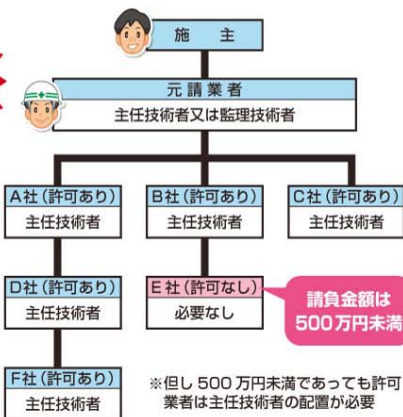


4. 主任技術者の配置義務

主任技術者は配置されていますか？

主任技術者は、工事1件の請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上のほぼ全ての工事（個人住宅に関するものは除く）で、現場の「専任」が求められ、実質的に「現場常駐」が必要とされる

主任技術者の資格、雇用関係を証する書類の提示を求められる場合がある



1次下請業者

2次下請業者

3次下請業者

法令上の規定

・工事現場には主任技術者を配置しなければならない。
(建設業法第26条第1項)

※監理技術者は、元請業者が対象であり、その要否は下請契約の契約合計額による

ポイント

・請負金額の大小に関係なく、許可業者は主任技術者を配置しなければならない



【主任技術者の要件】

■資格要件（以下のいずれか）

- ①-1 大学・短期大学・高等専門学校の指定学科卒業後3年以上の実務経験
- ①-2 高等学校の指定学科卒業後5年以上の実務経験
- ②-1 国家資格の技術検定2級、又は技能検定1級
- ②-2 国家資格の技能検定2級を合格後3年以上の実務経験（一部資格によって実務年数は異なる）
- ③ 10年以上の実務経験

※許可28業種毎に資格要件は異なる

※「実務経験」は当該業種のもの

■雇用要件

当該業者と直接的かつ恒常的な雇用関係

※契約以前に3カ月以上の雇用関係が必要であり、出向社員や派遣労働者は認められない

請負金額は500万円未満

※但し500万円未満であっても許可業者は主任技術者の配置が必要

施工体制における法令違反の是正

～重層下請構造の改善に向けて～

1 労働者供給、労働者派遣の禁止

2 一括下請負の禁止

3 無許可業者の制限

4 主任技術者の配置義務

5 その他の法令遵守



一般社団法人 日本建設業連合会

5. その他の法令遵守

着工前の書面による契約書の締結、再下請負通知書の提出はできていますか？

さらに、再下請通知書の添付書類として、以下の書類の提出が必要

・自社が締結する全ての下請業者間の契約書の写し（公共工事以外の建設工事は金額黒塗り可）



法令上の規定

・請負契約は、下請工事の着手前までに書面により行わなければならない。（建設業法第19条第1項）

・下請業者は、さらに工事の一部を他の業者に請け負わした場合は、元請業者に対し、再下請負通知書を提出しなければならない。（建設業法第24条の7第2項）

※再下請通知書が必要な工事は、元請業者による下請金額の総額が4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上となる場合

ポイント

・下請契約は、請負金額の大小に関係なく、工事の着手前に、建設業法で定める事項を記載した書面により締結しなければならない

・再下請通知書の提出は、2次、3次下請以降を含め、他の業者と下請負契約を結ぶ全ての下請業者が必要（建設業許可を受けていない業者であっても対象）



1. 労働者供給、労働者派遣の禁止

労働者供給、労働者派遣の形態により「違法な状態」になっていませんか？

○ 通常の請負契約



× 違法の恐れがある契約形態の事例

ケース1 施工業者が、雇用関係にない労働者（作業員※）に対して、直接、仕事の内容や方法を指揮命令

ケース2 業者間での労働者（作業員※）の貸し借り

ケース3 他社から労働者（作業員※）派遣の受入れ

解説

建設業務について労働者派遣事業を行うことは、**労働者派遣法違反**。労働者派遣契約を結んでいなくても、実態が労働者派遣事業と判断されれば、労働者派遣法違反となる。また、契約が形式上労働者派遣ではなく「請負」となっている場合、派遣先から指揮命令があればいわゆる「偽装請負」であり違法な状態。

※労働者性の高い個人事業主（報酬が日給・月給等、時間を基に計算されている個人事業主など）を含む

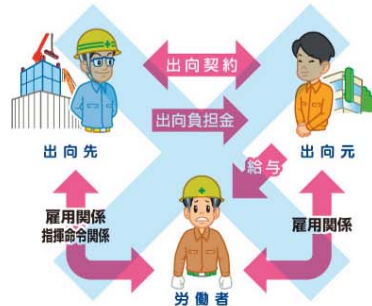
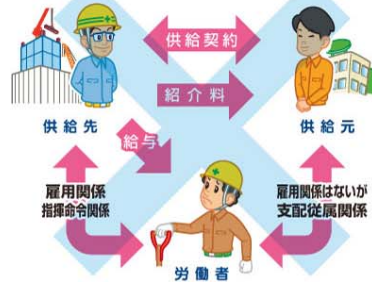
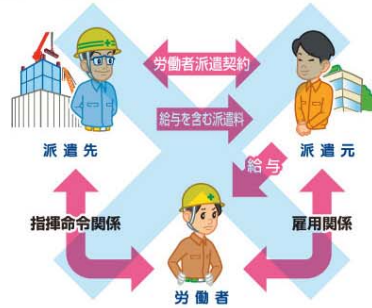
ケース4 労働者（従業員）を施工業者に供給する

ケース5 出向（在籍型）を行う

解説

労働者供給を「業として」行う場合（※）は**職業安定法違反**。労働者供給契約を結んでいなくても、実態により判断され、職業安定法違反となる。（労働者を他人の指揮命令の下で労働に従事させるものうち、労働者派遣に該当しないものは労働者供給。）労働者を供給している間、供給先である施工業者と労働者との間に雇用関係（賃金の支払）が発生する場合もある。これに類する形式として、出向（在籍型）があり、出向が業として行われている場合は、労働者供給事業と判断され、職業安定法違反となる。

※「業として」とは、「一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行すること」をいい、「一定の目的と計画に基づいて経営する経済的活動として行われるか」により判断される。（雇用機会の確保や技術指導の実施といった目的のために行われる在籍型出向等は、業として行われているとは判断されない。）



法令上の規定

- 「請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」（民法第632条）
 - 労働者供給事業を行ってはならない、また労働者の供給を受けて労働させてはならない。（職業安定法第44条）
 - 建設業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。（労働者派遣法第4条第1項）
- ※建設業務とは、建設現場において直接生産等に係る業務の全て（土、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備に係る業務）

ポイント

「請負」とは仕事の完成を目的としており、以下の要件を満たさなければならない

- ◆作業に関する指揮命令は労働者の所属する下請企業が直接行うこと
- ◆下請企業は請け負った業務を元請業者・発注者から独立して処理すること
- ・建設業務について、自己の雇用する労働者を雇用関係にない他社（他人）の指揮命令により労働に従事させ、労働者派遣事業を行うことは、派遣法違反



2. 一括下請負の禁止 一括下請負になっていませんか？



「実質的に関与」とは？

請け負わせた側は①～⑥について**主体的に関与**することが必要

- ① 施工計画の作成
- ② 工程管理
- ③ 出来型・品質管理
- ④ 完成検査
- ⑤ 安全管理
- ⑥ 下請業者の責任者への指導監督

注) 下請の一般作業員に直接、指揮命令すると、派遣法違反の恐れがある

法令上の規定

- 建設業者は、建設工事を一括して下請負させること、下請負すること、いずれもやってはいけない。（建設業法第22条第1項第2項及び第2項）

※民間工事では共同住宅を新築する建設工事を除き、発注者の書面による事前の承諾があれば、一括下請負が可能

ポイント

- ・建設工事のうち、その主たる部分、あるいは独立した一部であっても一括下請負は禁止
- ・請け負わせた側が主任技術者等の責任者を配置し、「実質的に関与」しなければ一括下請負



3. 無許可業者の制限 無許可業者に下請していませんか？

法令上の規定

- 無許可業者に下請代金が500万円以上の建設工事を下請負してはならない。（建設業法第3条、建設業法施行令第1条の2）

※建築一式工事の場合は、請負代金の額が1,500万円以上、又は延べ面積150㎡以上の木造住宅

ポイント

- ・同じ下請業者に工区や工期などにより分割して下請負する場合は、各契約の請負代金を含めて判断し、無許可業者への下請負の制限を超えれば建設業法違反
- ・建設業許可は、当該工事の種類に係る許可を受けていなければならない

